

12. 財政用語ミニ解説

用語	見方	算式
形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額。普通会計の形式収支は、現金主義の建前に立っているので、当該年度における、収入された現金と支出された現金の差額を表示するにとどまり、当然、歳入決算額が歳出決算額を上回れば黒字決算であり、下回れば赤字決算となる。	歳入決算額 - 岁出決算額
実質収支	決算収支を表すもので、累年による黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整として適度の余剰も考えられる。	(歳入 - 岁出) - 翌年度へ繰越すべき財源
単年度収支	実質収支は前年度からの収支の累積であるので、その影響額を控除した単年度の収支のこと。	当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支
実質単年度収支	単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれている。これらを控除了した単年度収支を実質単年度収支という。	当該年度実質収支 - 前年度実質収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債線上市償還額 - 財政調整基金取崩額
標準財政規模	当該団体の経常的一般財源の規模を示した額のこと。	[(基準財政收入額 - 各種譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 / 75 + 各種譲与税 + 交通安全対策特別交付金] + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合 実質収支額が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表示される。黒字の場合、おおむね 3% ~ 5% が望ましいとされる。	実質収支額 標準財政規模 (H19より臨時財政対策債発行可能額含む) × 100 (%)
財政力指数	当該団体の財政力を表す指標 基準財政收入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去 3 ケ年の平均値を言う。「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされ、「1」を超えると普通交付税の不交付団体となる。	基準財政收入額 基準財政需要額 の 3 ケ年平均
実質公債費比率	許可制だった地方公共団体の地方債発行(起債)が平成18年度から協議制となり、経済大臣や都道府県知事の同意が得られなくとも議会に報告した上で起債できることとなったことから、地方債の信用維持等の観点から新たに導入された財政指標であり、また、起債に際し許可が必要となるかどうかを判定する基準の一つ。 これまで起債制限に用いられてきた「起債制限比率」を見直し、從来は考慮されていなかった公営企業の支払う元利償還金に対する一般会計の繰出金や一部事務組合等の公債費類似経費(負担金等)も算定に加えるなどして、「起債制限比率」より連結決算の考え方が反映されている。 この比率が18%以上の団体は起債に際し許可が必要となり、さらに25%以上の団体については一定の地方債の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその度合いが高まる。 《起債制限比率との相違点》 1) 実質的な公債費を算定対象に追加 ・公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入 ・PFI や地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入 2) 満期一括償還方式の地方債に係るルールの統一 ・減債基金積立額を統一ルールで実質公債費比率に算入 ・減債基金積立不足がある場合は、実質公債費比率に反映	(A+B) - (C+D) E - D 当該年度前 3 年度 の平均値 A : 地方債の元利償還金(公営企業分及び繰上 償還額を除く) B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元 利償還金」) C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる 特定財源 D : 地方債に係る元利償還に要する経費として 普通交付税の額の算定に用いる基準財政需 要額に算入された額(「算入公債費の額」) 及び元利償還金に要する経費として普通 交付税の額の算定に用いる基準財政需要額 に算入された額(「算入准元利償還金の額」) E : 標準財政規模(「標準的な規模の収入の額」) * 実質公債費比率の算定において除かれる元利 償還金(上記 A 関連) ①公営企業債の元利償還金 ②繰上償還を行つ たもの ③借換債を財源として償還を行つたも の ④満期一括償還方式の地方債の元利償還金 ⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財 源とするもの * 「準元利償還金」(上記 B 関連) ①満期一括償還方式の地方債の 1 年当たり元利 償還金相当額 ②公営企業債の元利償還金に對 する一般会計からの繰出金 ③一部事務組合等 が起こした地方債の元利償還金に対する負担金 ・補助金 ④債務負担行為に基づく支出のうち 公債費に準ずるもの(PFI事業に係る委託料、 国営事業負担金、利子補給など) ⑤一時借入金の利子

用語	見方	算式
公債費負担比率	公債費に係る財政負担の度合いを判断する指標の一つである。 現実に歳入のあった一般財源と起債発行経費を含む公債費に充当された一般財源等の割合を示し、税の徴収率の高低、基地関係等交付金の有無、災害復旧事業費等交付税算入公債費対象事業の多寡、地域総合整備事業債等事業補正対象事業の多寡など、個々の団体の事情が反映される指標となっている。一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとなっている。	公債費充当一般財源等／歳出総額充当一般財源等+歳出剩余金等充当一般財源×100 (%)
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率 人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。 75% 程度・・・安全ゾーン ※ 一般的に 76%~85%・・・要注意ゾーン 86% 程度・・・危険ゾーン	経常経費充当一般財源 経常一般財源総額+減収補填債特別預り金 +猶予特例債+臨時財政対策債
一般財源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。 なお、いわゆる一般財源のほか、臨時財政対策債等の一般財源と同様に使用される財源を合わせて決算統計上は「一般財源等」と表現している。	一般には、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金などを一般財源といふ。
自主財源と依存財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源を自主財源といい、国及び都道府県の意思により交付されたり、割当てられたりする収入を依存財源といふ。	自主財源には、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、緑入金、繰越金、諸収入が含まれる。 依存財源には、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税、地方債が含まれる。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費であり、極めて硬直性の強い経費である。	人件費、扶助費、公債費の3つの費目が義務的経費とされている。
投資的経費	その支出の効果が資本形式に向かわれ、施設等がストックとして将来に残る物に支出される経費をいう。	生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費があげられる。